

# 平成25年度

## エネルギー使用合理化事業者 支援事業について

平成25年5月

# 目次

1. 補助金の交付申請を検討されている皆様へ
2. 補助事業の流れ
3. 本年度の申請から補助金支払いまでの流れ
4. 公募期間
5. 本年度事業について
6. 補助対象事業
7. 補助対象設備
8. 補助対象事業者
9. 補助対象事業申請単位
10. 単独実施例、共同実施例、連携事業例

# 目次

11. 補助金額について
12. 省エネルギー効果
13. 審査・交付決定
14. 補助事業の開始について
15. 特命発注の留意点
16. 補助事業の完了について
17. 実績報告について
18. 確定検査について
19. 補助金の支払いについて
20. 補助金の返還、取消、罰則等について
21. 報告・連絡・相談等

# 1. 補助金の交付申請を 検討される皆様へ(1)

エネルギー使用合理化事業者支援事業の補助金については、**国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、当法人としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しています。**

従って、次にお話する重要事項を十分ご認識された上で、補助金の申請をおこなっていただきますようお願いいたします。

# 1. 補助金の交付申請を 検討される皆様へ(2)

- 補助金の申請者が当法人に提出する書類は如何なる理由があっても、その内容に**虚偽の記述を行わないでください。**
- 偽りその他の不正な手段により、**補助金を不正に受給した疑い**がある場合には、必要に応じて**現地調査等を実施し**事実関係を把握すると共に、不正が認められる場合は一定の措置を講じます。
- 補助金に係る不正行為に対しては『補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条』において、**刑事罰等を科す旨規定**されています。

## 2. 補助事業の流れ(1)

I. 申請

審査

II. 交付決定・事業開始

必要により中間検査または進捗確認など実施)

III. 事業完了(支払い完了)

IV. 実績報告(実績報告書作成)

V. 確定検査(確定検査後、補助金支払い)

VI. 成果報告

- ・ 省エネ事業を継続
- ・ 耐用年数期間、取得財産管理を行う
- ・ 検査 等

交付申請書  
提出

今年度

実績報告書  
提出

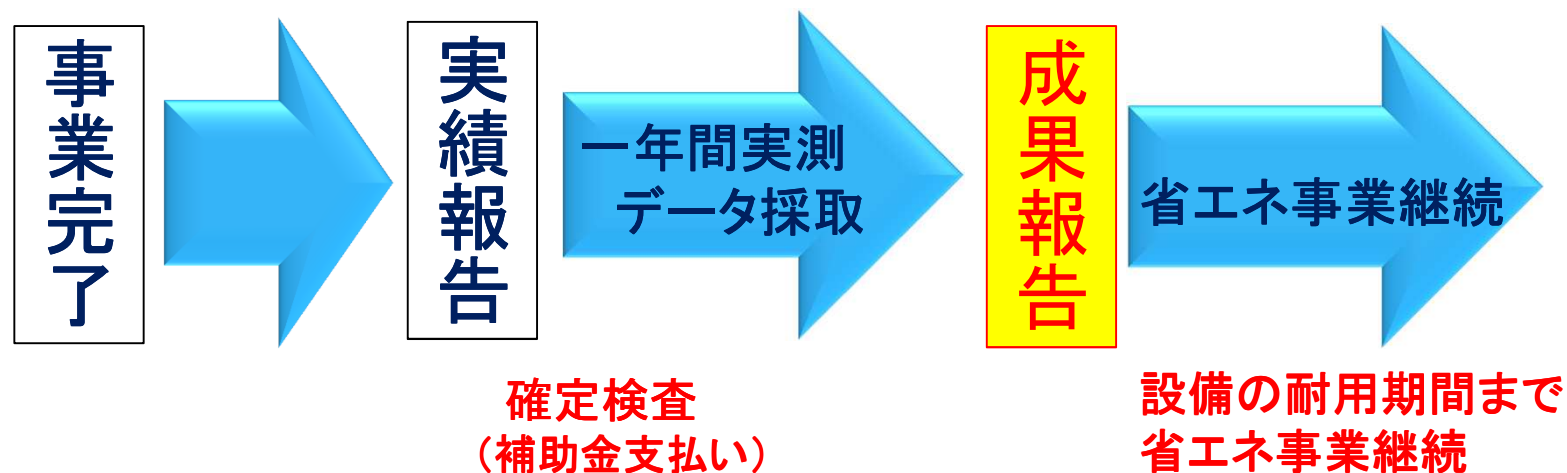
1年後

成果報告書  
提出

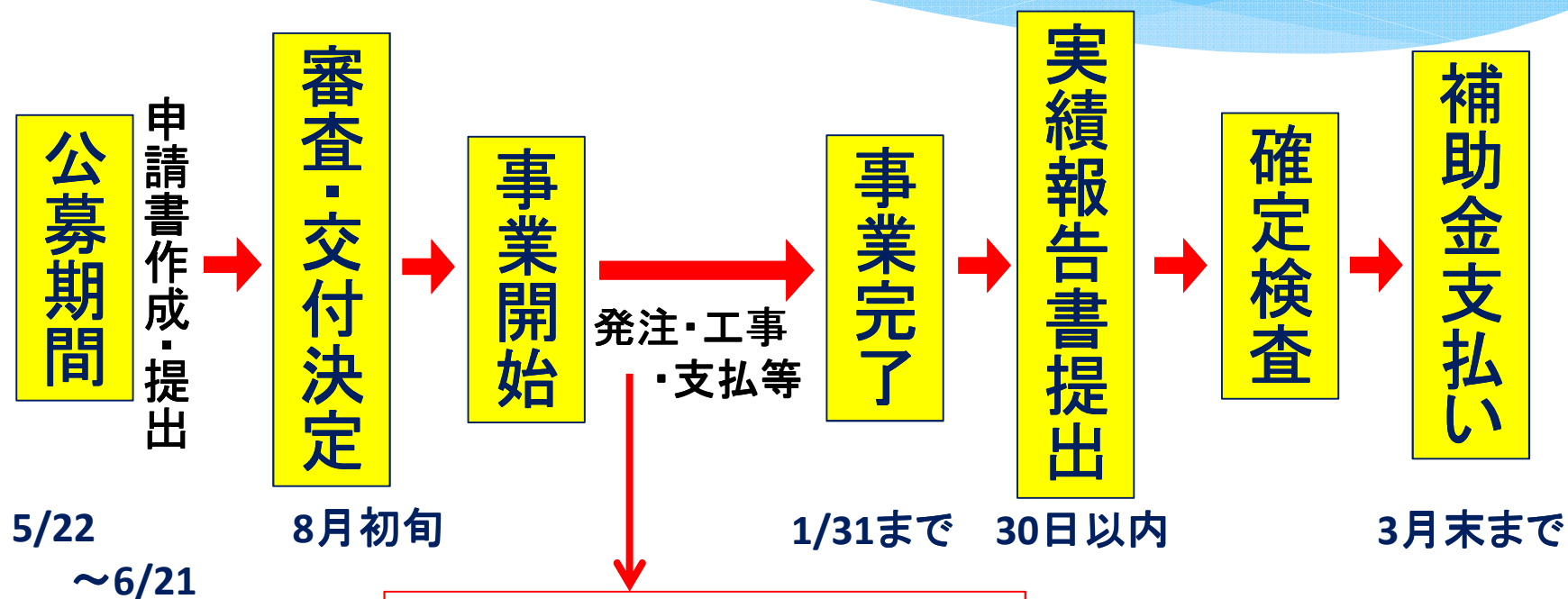
省エネ事  
業を継続

## 2. 補助事業の流れ(2)

- 実績報告書には**1ヶ月程度の省エネ実績データ**が必要である。
- 成果報告については、省エネ設備の**設置後一年間の省エネ実績**を測定し、結果をSIIに提出する。  
この省エネ**原油換算量kI**が申請計画値を達成することが必須である。



### 3. 本年度の申請から 補助金支払いまでの流れ



交付決定前に、発注等を完了させた設備等については、補助対象となりません。



## 4. 公募期間

平成25年5月22日(水)～平成25年6月21日(金)  
(17:00必着)

- ・郵送・宅配等**配送状況が確認**できる手段で送付すること。
- ・持ち込みは受け付けません。
- ・郵送(配送)時は、必ず「エネルギー使用合理化事業者支援事業 交付申請書在中」と記入のこと。

提出先・問合せ先:

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

TEL:03-5565-4463 (平日の10:00~12:00、13:00~17:00)

# 5. 本年度事業について

## 5-1 本事業の目的

事業者が計画した省エネルギーへの取組みのうち、

『技術の先端性』

『省エネルギー効果』

『費用対効果』

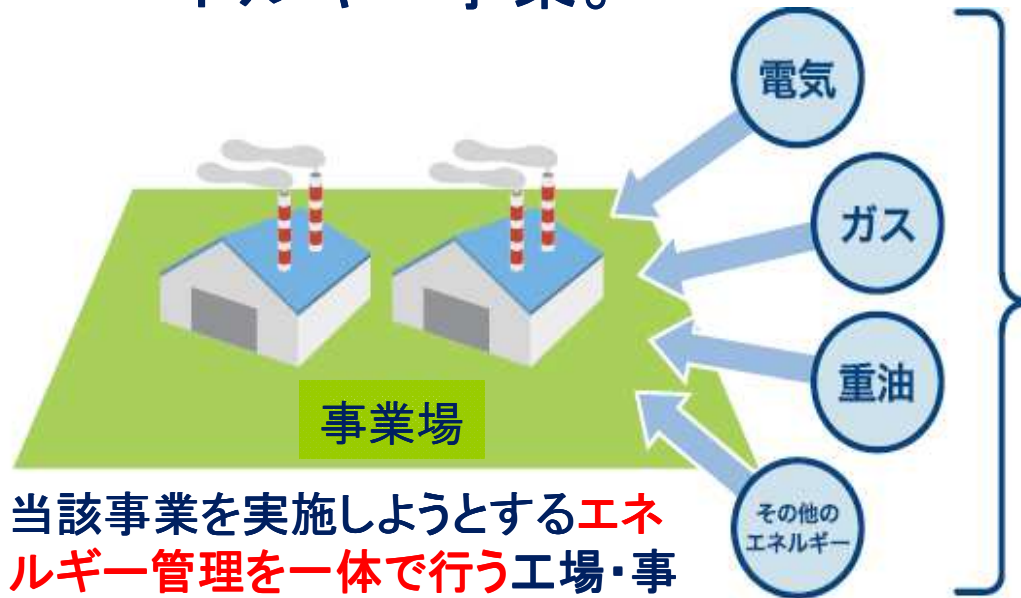
を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費について支援することを目的としている。

## 5-2 公募予算額

約110億円

## 6. 補助対象事業

既設設備・システムを置き換えることにより、事業を実施する工場・事業場等全体で省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500KI(原油換算)以上となる省エネルギー事業。



当該事業を実施しようとする**エネルギー管理を一体で行う工場・事業場等**を申請単位とする。

エネルギーの使用量が  
工場・事業場等全体の  
**1%以上**  
又は  
**500KI以上**  
削減されること。

# 7. 補助対象設備(1)

7-1 既設設備・システムの置き換え等による省エネルギーに寄与する設備であり、これにより、工場・事業場等における省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500KI(原油換算)以上が確保される設備であること。

尚、導入する設備や機器の能力・出力が、置き換える使用中の既設設備や機器の能力・出力を超えてもよい。

## 7. 補助対象設備(2)

- (1) オプション等で直接省エネに関係しない機能・設備の追加や単なる運用等の工夫等による省エネで、**設備・システム自体の高効率化ではない事業は、原則、対象外。**
- (2) 既設設備・システムの置き換え等を行った場合に、**その設備のエネルギーの使用量を計測する機器**(積算電力量計・流量計等)及びエネルギーマネジメントシステム(EMS)は、補助対象設備に関連する設備とし、**補助対象設備とすることが出来る。**(**対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。**)

## 7. 補助対象設備(3)

- 7-2 原則として、導入する設備が**兼用設備および将来用設備、予備設備**でないこと。
- 7-3 **償却資産登録**される設備であること。
- 7-4 **安全上の基準等**を満たしている設備であること。
- 7-5 エネルギー消費を抑制する機能以外に**新たな機能が発生する設備**でないこと。
- 7-6 「**廃棄しているエネルギー(蒸気・熱等)**」の再利用による省エネルギー事業の場合、**現在工場・事業場等で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーの再利用**によって省エネルギーを実現する設備であること。

## 8. 補助対象事業者

**事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。**

(個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写しもしくは税理士・会計士等による申告内容が事実と相違無いことの証明(任意様式)を提出のこと。)

# 9. 補助対象事業申請単位(1)

## 9-1 単独実施

エネルギーを使用して事業を行っているものであって、**その使用量を削減する為の設備を設置・所有しようとする事業者**を申請者とする

## 9-2 共同実施

申請対象の設備等を設置する工場・事業場の**所有者と当該設備等の所有者または、エネルギーの使用者が異なる場合**等、複数の事業者が共同して実施する事業は、関係事業者全員を申請者とする。



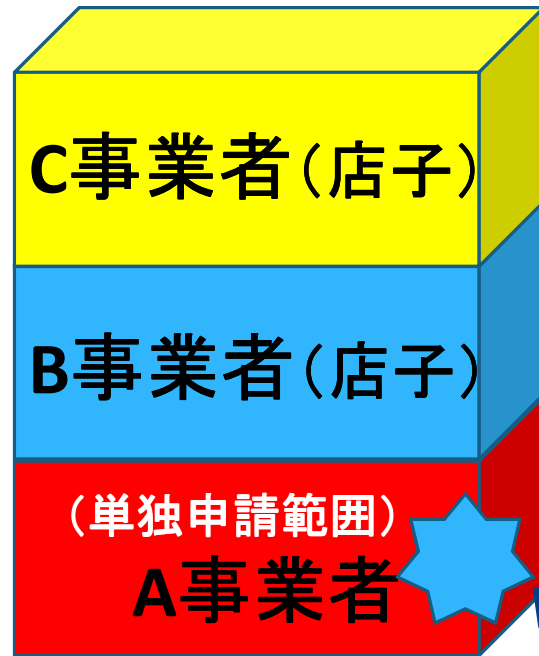
## 9. 補助対象事業申請単位(2)

### 9-3 連携事業

複数事業者間のエネルギー需給バランスを最適にするために、複数事業者による、複数の既設の工場・事業場等におけるエネルギー等の相互融通による事業であり、関係事業者全員を申請者とする。

# 10. 単独実施 例1

ビルオーナーは  
A事業者



↑Aビル

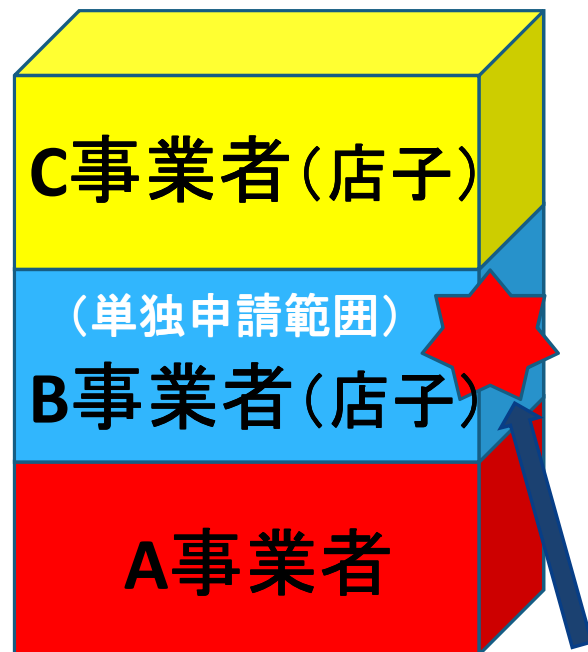
A事業者が、Aビルで省エネ設備を  
設置する場合。 **A事業者の単独申請**

設備設置場所	エネルギー使用者	設備所有者	申請者
Aビル	A事業者	A事業者	A事業者
Aビル	B事業者	B事業者	B事業者(Aの設備設置承諾書)

省エネ設備

# 10. 単独実施 例2

ビルオーナーは  
A事業者



↑Aビル

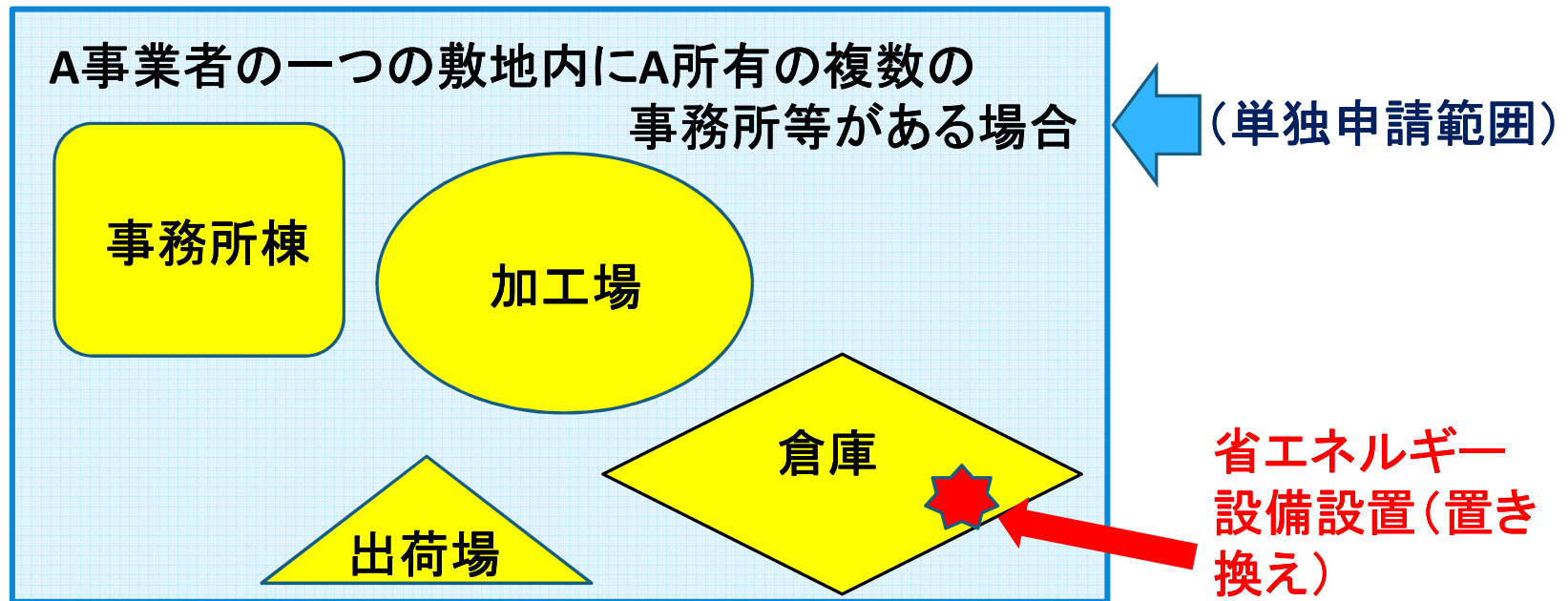
省エネ設備

B事業者(店子)が、Aビルの賃貸部分に省エネ設備を設置し省エネ事業を行う場合。  
**B事業者の単独申請(Aの設備設置承諾書)**

設備設置場所	エネルギー使用者	設備所有者	申請者
Aビル	A事業者	A事業者	A事業者
Aビル	B事業者	B事業者	B事業者(Aの設備設置承諾書)

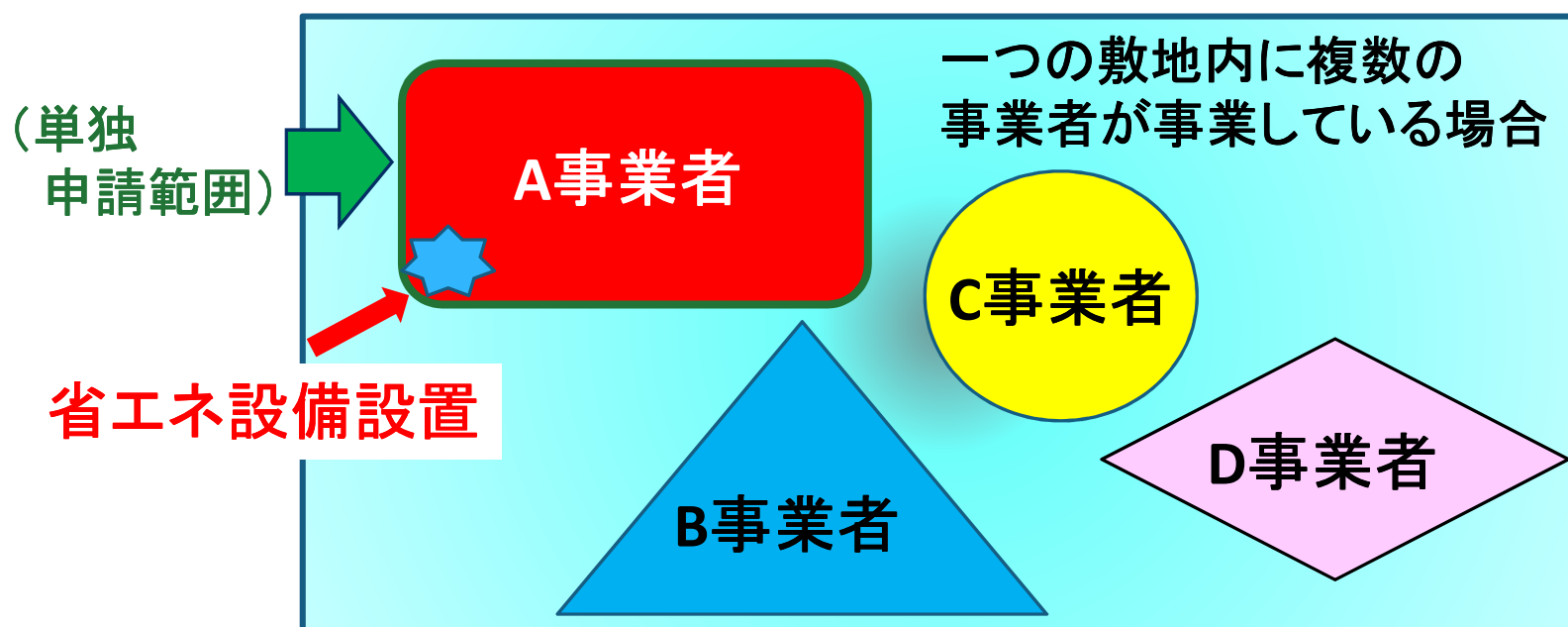
# 10. 単独実施 例3

A事業者の敷地に複数の事務所等があり、A事業者が既存設備を置き換えて省エネを図る場合は、A事業者の単独申請となる。



# 10. 単独実施 例4

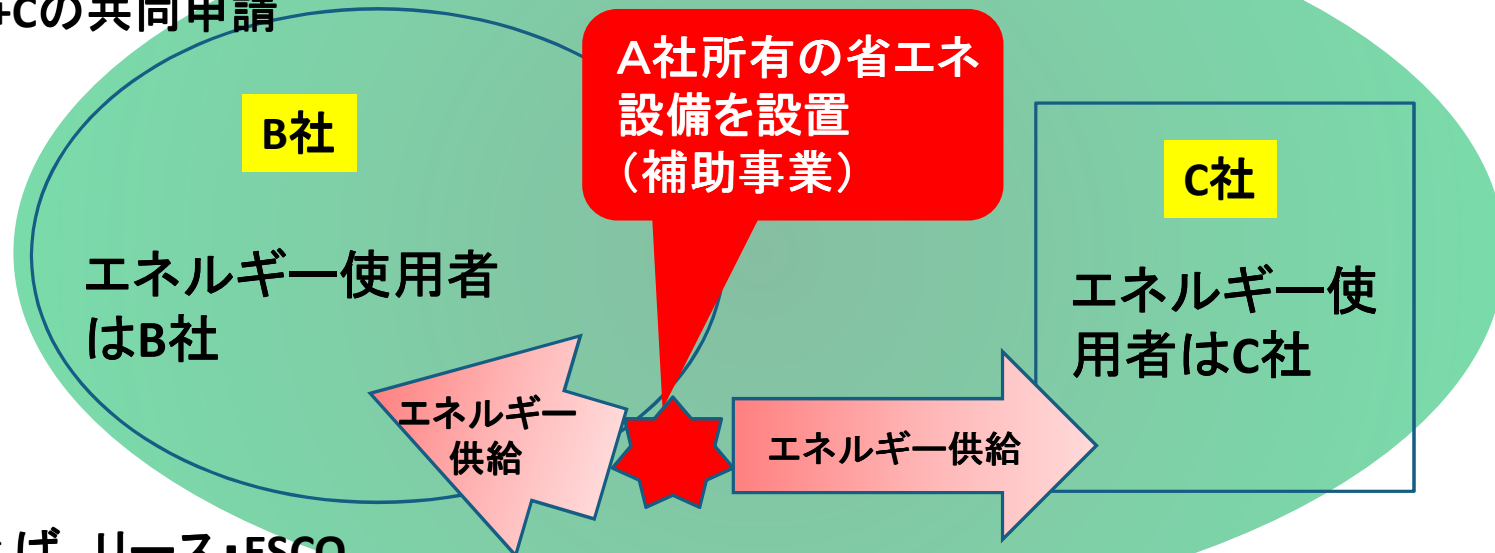
1つの敷地に複数の事業者がいて、A事業者が既存設備を置き換えて省エネを図る場合は、A事業者の単独申請となる。



# 10. 共同実施 例1

申請対象の設備等を設置する工場・事業場の所有者と当該設備等の所有者またはエネルギー使用者が異なる場合。（B事業者及びC事業者共に省エネが出来ること。）

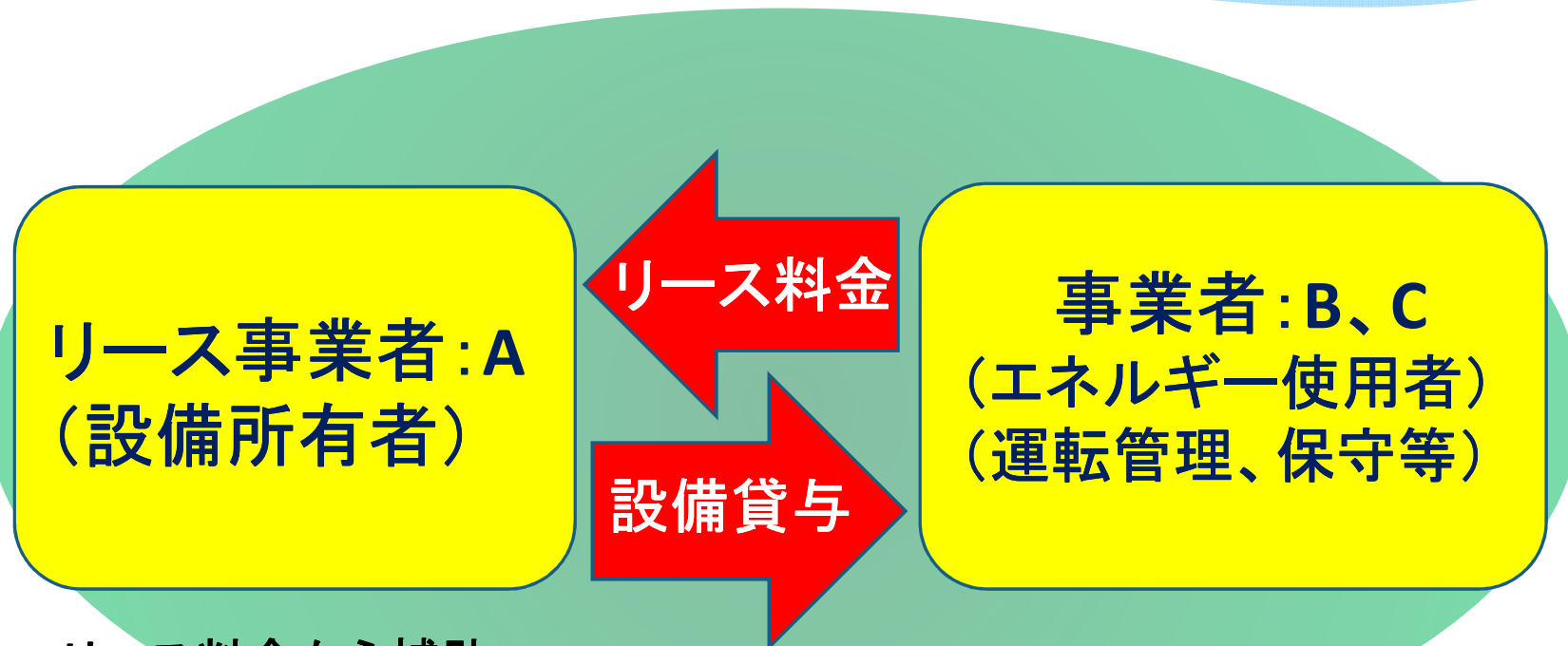
A+B+Cの共同申請



例えば、リース・ESCO  
等が該当

# 10. 共同実施 例2

## ①リースの場合



リース料金から補助  
金額相当を減額する

# 10. 共同実施 例3

## ②ESCOの場合

### シェアード・セービング契約

**ESCO事業者：A**  
(設備所有者)  
(省エネ保証)  
(設計・施工)  
(保守等)

サービス料

省エネ保証

**事業者：B、C**  
(エネルギー使用者)  
(敷地)  
(運転)

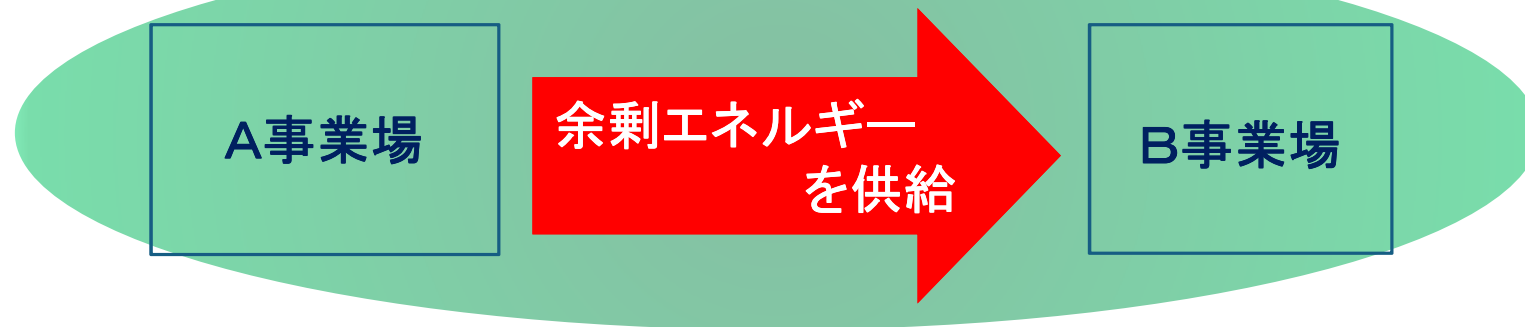
サービス料から補助金  
額相当を減額する



# 10. 共同実施 例4

当該設備等の設置により発生する余剰エネルギーを特定の他事業者へ供給する場合において複数の者が共同して事業を実施する事業

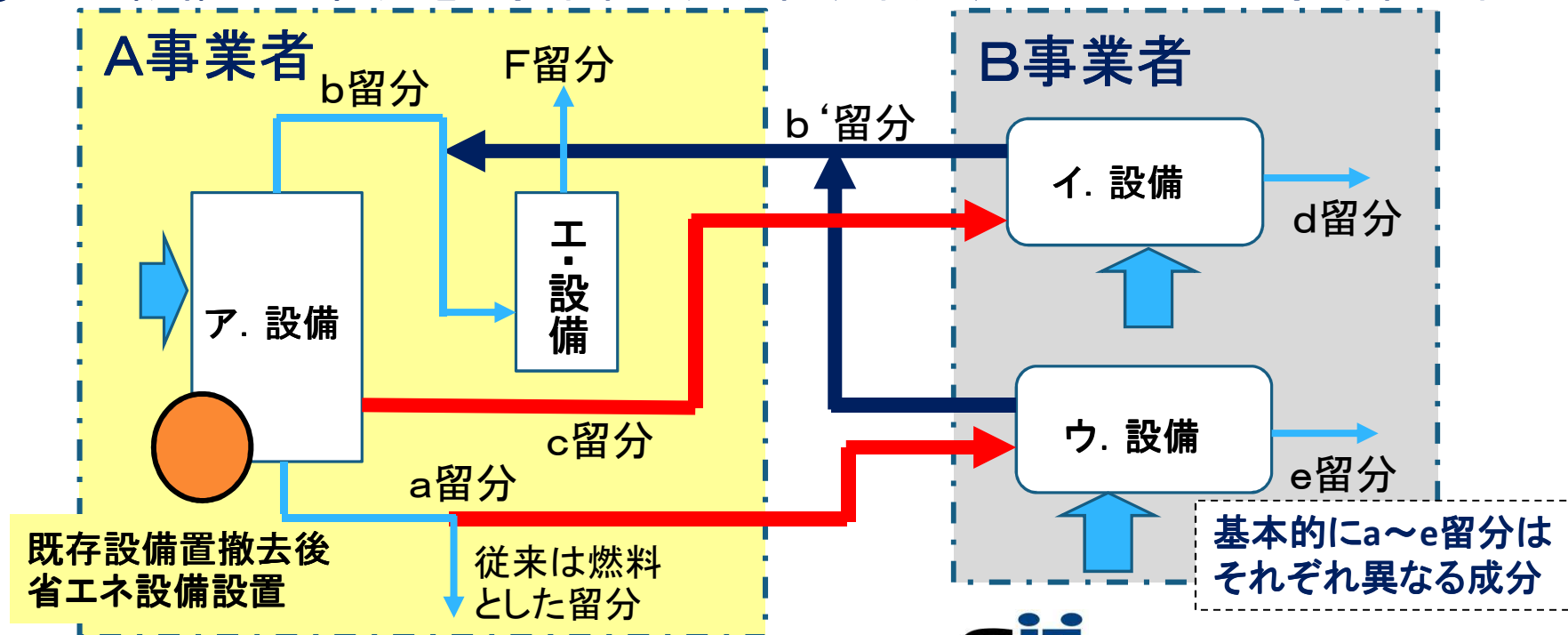
- ・A、Bそれぞれで省エネ事業を行う場合（A+Bの共同申請）
- ・Aから余剰エネルギーを受けるのみで、Bのみが省エネ事業を行う場合（A+Bの共同申請で、申請単位はBのみでよい。）



# 10. 連携事業 例

A事業者とB事業者の間でエネルギー等の相互融通があること。

- ①ア.設備を省エネ設備に置き換えることによるA事業者の省エネ
- ②ア.設備のa留分をB事業者に送り有効活用することによるB事業者の省エネ
- ③ア.設備のc留分をB事業者に送り有効活用することによるB事業者の省エネ
- ④イ.ウ.設備のb'留分をA事業者に送り有効活用することによるA事業者の省エネ



# 11. 補助金額について(1)

## 11-1 補助金限度額及び補助率

- 「単独実施」、「共同実施」の場合  
1事業当たり補助金上限額50億円/年  
補助率:補助対象経費の1/3以内  
(補助金100万円未満は対象外)
- 「連携事業」の場合  
1事業当たり補助金上限額50億円/年  
補助率:補助対象経費の1/2以内  
(補助金100万円未満は対象外)

# 11. 補助金額について(2)

## 11-2 補助金申請額算定に当たって

- ・ 参考見積りを取って申請金額を算定すること。
- ・ 交付決定前に三社見積りを実施して良いことになっているので、事前に三社見積りを行った場合、その最低価格により申請金額を算定すること。

**ただし、発注は交付決定後とする。**

## 12. 省エネルギー効果

- 12-1 平成24年度(エネルギー管理指定工場の場合は平成23年度定期報告書)のエネルギー使用量の実績に対して、**工場・事業場等全体で1%又は500KL以上の省エネ**が出来ること。
- 12-2 既設設備と導入設備の使用量を算出・比較し、省エネ量を算定すること。
- 12-3 省エネルギー量は年間量で示すこと。  
(但し、設備の効率化ではない、**運用の工夫や事業外で導入した設備の省エネルギー効果を含まないこと**)

※ 補足詳細説明資料有り

※ 環境共創イニシアチブのHPに記載しているので参照して下さい。

# 13. 審査・交付決定(1)

SIIは、申請事業内容等について以下(審査項目・評価項目)の項目に従って**審査**を行う。

(必要に応じて**申請者へのヒアリング**実施)。

更にSII内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される**審査委員会**の**審査結果**を踏まえ**採択者を決定**する。

# 13. 審査・交付決定(2)

## ① 審査項目(必須要件)

- 補助事業の内容が、交付規定及び公募要領の要件を満たしていること。
- 補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり事業の確実性、継続性が十分であると(直近3期の財務状況を勘案)見込まれること。
- 補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費、諸経費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

# 13. 審査・交付決定(3)

## ② 評価項目

- 1) **政策的意義**(下記の重点支援事業に該当するか否かを審査する。)
  - ・中小企業の省エネ事業
  - ・環境自主行動計画の実効性を高める為の省エネルギー事業
  - ・省エネ法に規定する中長期計画の実効性を高める為の省エネルギー事業等
  - ・エネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企业
  - ・工場・事業場等の電力使用量を10%以上削減する節電に資する事業
- 2) **省エネルギー効果**(補助事業による省エネルギー量、省エネルギー率)
- 3) **費用対効果**(補助対象経費1億円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量)
- 4) **技術の先端性**



# 14. 補助事業の開始について

14-1 事業開始は、交付決定日以降とする。

**発注は交付決定後**とする。

但し、三社以上の見積依頼・競争入札については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

14-2 競争入札等の留意点

**発注内容を明確**にした依頼仕様書を作成し、以下の点に留意し、見積書を入手する。

- ① **補助対象**と**補助対象外**が**明確に記載**されていること。
- ② 見積書には、見積依頼仕様書と同じ、納期、支払い条件、工事名称等が記載されて、見積提出期限が守られていること。

# 15. 特命発注の留意点

特命発注が必要な場合は以下により合理的な説明を行う。

- ① **特命理由** (補助対象設備が何故1社しかないのか、他の設備では何故対応できないのか明記のこと。)
- ② **価格の妥当性** (過去の事例や同類設備の価格等より提示すること。)

# 16. 補助事業の完了について

- 16-1 補助事業に係る全ての支払いが完了した時点  
を以て、補助事業の完了とすること。
- 16-2 事業完了の期限  
原則として平成26年1月31日までとする。

# 17. 実績報告について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、**完了の日から30日以内または、平成26年3月10日のいずれか早い日までに**、補助事業実績報告書（原則として1ヶ月程度の省エネルギー実績データを盛り込むこと。）をSIIに提出すること。

# 18. 確定検査について

実績報告に基づき書類審査を行うと共に必要に応じて現地で検査を実施する。

- 金額の妥当性
- 購買等の手続き
- 設備自体
- 設置状況
- 稼働状況

等を確認する。

# 19. 補助金の支払いについて

- 19-1 補助事業者は、補助金の確定後、精算払請求書をSIIに提出する。
- 19-2 SIIは、精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する。  
(3月末までに支払いを行う。)

## 20. 補助金の返還、取消、 罰則等について

補助事業者による事業内容の**虚偽申請**、補助金等の**重複受給**、**その他**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規定及び交付決定の際に付した**条件に関する違反**が判明した場合、**次の措置が講じられる。**

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

## 21. 報告・連絡・相談等

事業者は、申請後申請内容等に係る変更（事業内容、代表者、住所等）が発生する見込みとなった場合や、補助事業の遂行が困難となる見込みとなった場合等、**独自に判断せず、速やかにその内容をSIIに必ず相談すること。**



# 補足資料

1. 交付申請書作成の手引き
2. 交付申請書作成の手引き  
別冊（補助事業ポータルについて）
3. 交付申請書作成の手引き  
別冊（省エネルギー計算について）